

資料 7

補助事業—4

事業名	概要	対象技術等	支援対象者	補助率	関係省庁等
バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業	バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業・同事業調査として、バイオマス等未活用エネルギーの本格的な導入に寄与させることを目的に実施主体との共同研究を実施	バイオマス、又は雪氷熱にかかると、 ①実証試験事業 ②実証試験事業調査（F5）	企業、地方公共団体、公益法人、大学等の法人	①対象額の1/2 ②100% （上限額あり）	NEDO （新エネルギー・産業技術総合開発機構）
住宅用太陽光発電導入	戸建及び集合住宅への太陽光発電システムの設置に必要な経費を補助する。システム上限は10kW未満。設置者の増設や住宅以外の居住建物も対象とする	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流制御器、インバータ、保護装置、発生電力計、余剰電力販売用電力計、配線・配線器具の購入・据付、工事に関する費用	個人、住宅団地供給業者等、地方公共団体（「地方公共団体協力応募用枠」）	1kW当たり4.5万円に、対象システムを構成する太陽電池モジュール最大出力を乗じた額	NEF （財）新エネルギー財団
住宅用太陽熱高度利用制度	太陽熱利用に最もニーズがある住宅に対して大規模な導入を促し、量産効果による一層のコスト低減を実現することによって、太陽熱利用システムの市場自立化を早期の実現に貢献する	住宅の屋根等への設置に適した、不凍液などを強制的に循環する太陽集熱器と集めた熱エネルギーを貯蔵する太陽蓄熱槽によって構成される、給湯及び冷暖房に利用するソーラーシステム	住宅用太陽熱高度利用システム（システム総面積が25平方メートル未満の強制循環型ソーラーシステム）を設置される方	6㎡の場合、約10万円相当の補助額	NEF （財）新エネルギー財団
廃棄物処理施設整備費補助	3日を超えて推進するため、国と地方が協同し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進	循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設）	市町村及び一部事務組合	記載した対象技術のみ1/2、通常は1/3	環境省
未活用エネルギー活用	下水などの水温差エネルギー等を活用した未活用エネルギー活用地域熱供給システムの調査事業等に対する経費を補助		地方公共団体、第三セクター又は公益法人	定額（20百万円を限度）	経産省
構想・推進の工ミツシヨンのための事業	環境調和型まちづくりを実現するため、地方自治体が行うリサイクル施設の整備事業（ハード事業）及び地域循環型社会構築に資する環境まちづくり計画、ビジネス育成モデル策定事業等（ソフト事業）を支援する		地方自治体	1/2	経産省
創造技術研究開発事業	中小企業が「中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法」（平成7年4月）に基づき「研究開発等事業計画」の認定を都道府県知事から受けた場合、さらに都道府県が補助金の審査を行った上で、当該計画に基づく事業の一部を補助する	新製品開発、新技術開発等に要する原材料費、機械・設備費、技術指導の受入費等の経費等	事業者、森林組合、NPO等の団体	補助額：100万円～3,000万円 ※補助率：2/3以内（国1/3、県1/3）	中小企業庁

資料 7

補助事業—5

事業名	概要	対象技術等	支援対象者	補助率	関係省庁等
環境共生住宅市街地	環境共生住宅市街地ガイドラインに即した、住宅の断熱化省エネ設備及び敷地内緑化等一定の要件を満たす住宅団地に対して施設整備に必要な経費を補助する（概ね50戸以上の住宅団地）	調査設計計画費及び、透水性舗装、雨水浸透施設、屋上緑化、緑化公開空地、緑化人工地盤、コンポスト等のごみ処理システム、雨水及び中水道等の水有効利用システム、太陽光発電等の太陽エネルギー活用システムの施設整備費	地方公共団体、住宅都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、民間事業者等	1/3（民間事業者又は地方住宅供給公社が施行者の場合、地方公共団体が補助する額の1/2以内かつ対象事業費の1/3以内）	国土省/住宅局住宅生産課
環境共生住宅建設推進事業	地域の特性を活かした環境共生住宅整備に関する基本方針、モデル住宅団地における環境共生住宅建設に関する計画の策定に必要な経費を補助する	＊化石燃料の削減システム、自然エネルギー活用システムの導入計画 ＊雨水利用、水の循環利用計画 ＊廃棄物のリサイクル化促進計画 ＊住宅の工・構法計画 ＊屋外環境等自然との共生化計画 ＊環境共生ライフプラン計画	地方公共団体	1/3	国土省/住宅局住宅生産課
熱利用下水道	下水熱利用に必要な施設のうち、下水又は下水処理水の流れる施設及びその付帯施設（用地含む）の整備に対する経費を補助する。	熱交換施設、送水施設、ポンプ施設	地方公共団体（下水道事業として実施）	1/2	国土省/都市局下水道部下水道企画課
都市熱源ネットワーク	未活用エネルギーの活用及び熱エネルギー利用の効率化を図るエネルギー輸送システムとして、都市熱源ネットワークの整備を推進するため、街並み・まちづくり特定事業調査の中で都市熱源ネットワーク整備の基本計画調査に必要な経費を補助する。	①システムの導入可能性に関する検討等の調査及び設計費 ②都市熱源ネットワークに係る施設の整備費 ③都市廃棄物処理新システムに係る施設の整備費	地方公共団体又は都市基盤整備公団、地域振興整備公団への直接補助	①、②1/3 ③1/4 ※第3セクター又は公社、組合、民間への間接補助（地方公共団体が補助する額の1/2以内）	国土省/都市局街路課
環境を考慮した学校施設	環境を考慮した学校施設（エコスクール）に関するパイロット・モデル事業の実施に際して、必要な経費（基本計画、策定調査費、建物等整備費、新エネルギー導入費等）を補助する	①新エネルギー活用型（太陽光、太陽熱、風力、燃料電池等） ②緑化推進型 ③中水利用型 ④その他省エネルギー・省資源型（新断熱技術活用等）	都道府県又は市町村	調査研究費：原則全額 建物等整備費：1/2（新築）・1/3（改築、大規模改造） 新エネルギー導入：経産省各補助事業の補助率	文科省、経産省、農水省
バイオマス活用	バイオマス活用フロンティア推進事業は、地域におけるバイオマス活用に関する補助を実施	計画策定、実用化に関する調査・実証、バイオマス活用システムの構築等をバイオマスの種類に応じて総合的に実施	都道府県、市町村、NPO法人、各種協同組合、事業者等	1/2	農水省
バイオマス活用	新しい技術を導入するなど先進的なモデル地区となるものに対する補助を実施	乾式メタン発酵施設、炭化施設などの新技術等を活用したバイオマス活用施設の整備	都道府県、市町村	1/2	農水省

資料 7

補助事業—6

事業名	概要	対象技術等	支援対象者	補助率	関係省庁等
電気自動車等 導入費補助事業	環境対策車の普及を目的に、行政が購入資金を補助する	電気自動車とハイブリッド車の購入を対象とする	法人、個人事業者、個人 ※地方公共団体は対象外	補助対象車と通常車向（既存燃料を使用する自動車）との比較により、補助対象費用を算定	(財)日本自動車研究所
補助事業 エコステーション	エコ・ステーションの一箇の整備推進を図るため、エコ・ステーション事業を行う事業者に補助金を交付する	天然ガス自動車用充填設備は、運営開始1年経過後に原則系統一式（ガス圧縮機・蓄ガス器・ディスプレイの各設備）を増設する場合、1回に限り限度額90百万円の設置費補助金の対象となる。改造費補助金は、系統一式の各設備1回限りの改造とし、合計2回までとなる。なお、運営費補助金は新設のみが対象	クリーンエネルギー自動車用燃料等供給設備を事業として設置・運営する事業者	①設備費/電気自動車用充電設備：350万円/基 ②設備費/天然ガス自動車用充填設備：900万円/件 ③改造費/天然ガス自動車用充填設備：1700万円/件 ④運営費/天然ガス自動車用充電設備：980,600円/件/年	(財)エコステーション推進協会
天然ガス自動車等導入促進事業1	天然ガス自動車の導入補助	① 初度登録車向に加え、使用過程車を天然ガス自動車に改造する改造費も補助対象とする。(使用過程車とは今現在自ら使用している、あるいは自ら所有している車向を言う。) ② メタン発酵により生じたバイオガスを含む天然ガスを原動機の燃料とする天然ガス自動車も補助対象とする	法人及び個人事業者（ただし、自動車導入費については、地方公共団体及び地方公共団体が50%以上を出資する法人を除く。） 個人も所定の要件さえ満たせば、補助対象とする。(個人は従来、通勤用途にのみ限定されていた。)	①型式指定車：同種の一般の自動車との差額の1/2以内又は同種の一般の自動車本体価格の1/2の額のいずれか低い方 ②改造車：改造費の1/2以内又は既存自動車の価格の1/2の額のいずれか低い方	(社)日本ガス協会
天然ガス自動車等導入促進事業2	燃料供給設備の設置補助	① 昇圧供給装置本体及び設置に関わる費用（ガス工事、電気工事、基礎工事等） ② 受電設備、橋内ガス導管、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスプレイ、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、サクシヨンスナッパー、冷却散水ポンプ及び貯水槽、付属配管、制御装置、障壁万代扉、キャンビー、液化天然ガス受入装置等、上記設備設置工事費	天然ガス自動車に天然ガスを供給する設備の設置を希望する者	①設置に要する費用の1/2以内 ②設置に要する費用の1/2以内。 ただし、主として路線バス又は塵芥車に供給する設備については2/3以内 ※設置規模に応じて上限あり	(社)日本ガス協会

資料 7

地方債・交付金

事業名	概要	対象技術等	支援対象者	地方債・交付金	関係省庁等
地方債 (地域環境保全・創造対策)	地球温暖化防止対策を充実するとともに、自然と共生可能な地域づくりを図るために地方公共団体において実施される取組を支援するため、地方財政措置を講じる	低公害車導入、太陽光発電システム整備等、地球温暖化対策に係る地方単独事業に対し、地域活性化事業債(循環型社会形成事業)等による財政措置を講じる	地方公共団体	事業費500億円程度	総務省
環境と経済の好循環のまち モデル事業「平成のまほろば」	環境と経済の好循環を地域発の創業者と幅広い主体の参加によって生みだすまちづくりのモデル事業に対し、国からの委託を行うとともに、事業に必要な経費の一部を国が交付する (一地区あたり3年間)	①委託費：主に温室効果ガスの排出削減にかかる活動等をモデル展開する費用 ②交付金：主に温室効果ガスの排出削減に寄与するハード等の整備に関わる費用	地方自治体	【交付金】 ①大規模1千2百万円、 小規模8百万円の2段階を基準とする ②大規模2億円、 小規模4千万円の2段階を基準とする ※①と②の組み合わせからなる	環境省

